

平成23年度

熊谷市総合振興計画審議会

会 議 資 料

日 時 : 平成23年10月17日(月)

午後2時00分~

場 所 : 市役所 603会議室(東)

平成23年度 熊谷市総合振興計画審議会 次第

日時：平成23年10月17日（月）午後2時00分～
場所：市役所 603会議室（東）

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 会長の選出

6 議 事

(1) 総合振興計画の推進について ··· 資料1～4

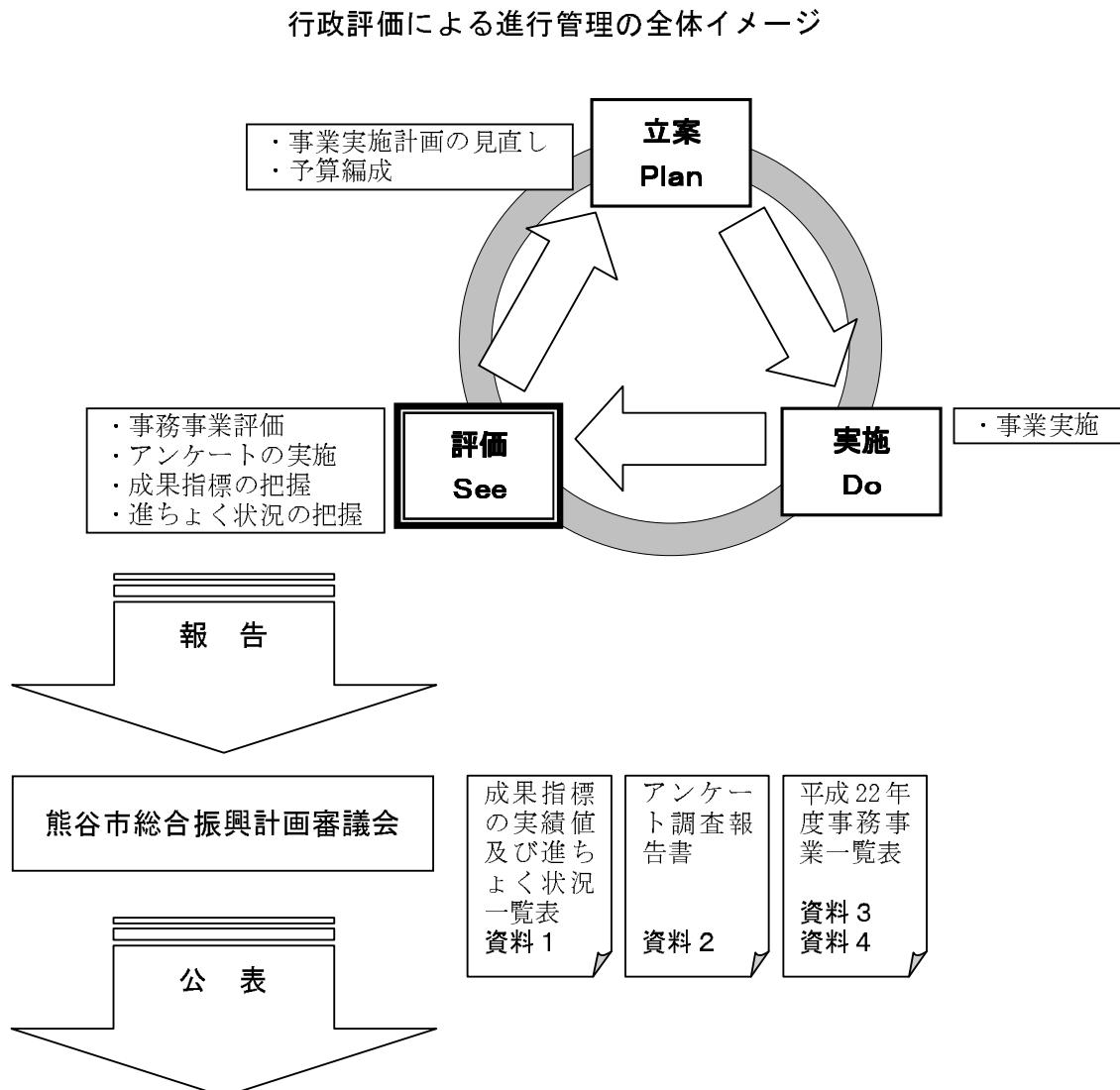
7 閉 会

熊谷市総合振興計画審議会名簿

	氏 名	選 出 団 体	備 考
第 1 号	磯崎 修	熊谷市議会	
	山田 忠之	熊谷市議会	
第 2 号	森田 美江	熊谷市教育委員会	
	岡部 文仲	熊谷市農業委員会	
	木島 一也	熊谷商工会議所	
	福田 征芳	くまがや農業協同組合	
	斎藤 洪太	熊谷市医師会	
	根岸 一雄	熊谷市自治会連合会	
	栗原 堯	(社福) 熊谷市社会福祉協議会	
	矢野 美登里	熊谷市文化連合	
	佐藤 恒夫	(財) 熊谷市体育協会	
	棄原 優	熊谷市P T A連合会	
	飯田 ヒサ子	くまがや共同参画を進める会	
	森田 俊和	(社団) 熊谷青年会議所	
	矢嶋 隆男	「連合埼玉」 熊谷・深谷・寄居地域協議会	

(敬称略)

1 熊谷市総合振興計画の推進について



評価の範囲

政策	施策	単位施策	No.	事務事業名	評価
1 魅力ある郷土をほこれるまち					—
	1 全国に発信できる特色をつくる				—
		1 全国に発信できる特色をつくる			資料 1、2
			1 ラグビータウン熊谷推進事業		資料 3、4

2 成果指標の実績値及び進ちょく状況について

(1) 考え方

総合振興計画における単位施策の評価は、成果指標の実績値及び進ちょく状況、施策の重要度・満足度及び事務事業の評価を勘案し実施しておりますが、平成22年度の状況を報告します。

成果指標には、統計などの客観的なデータから把握する数値と、市民アンケートにより把握する数値があります。

事業担当課は、成果指標の実績値及び進ちょく状況を把握しました。

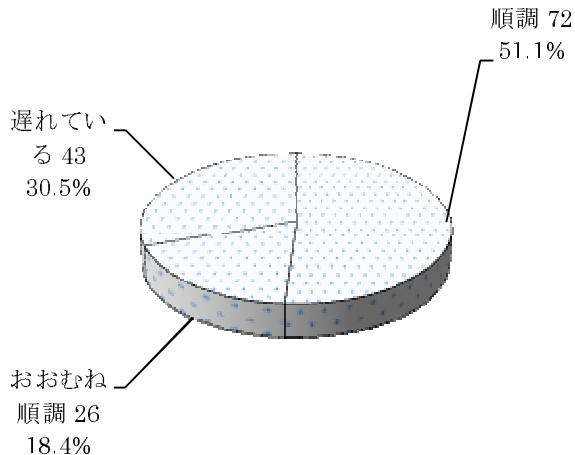
行政評価担当事務局は、「市民意識調査」により成果指標の実績値及び施策の重要度、満足度を把握し、これらの状況を取りまとめて報告資料としました。

成果指標の実績値は、資料1（成果指標の実績値及び進ちょく状況一覧表）、

施策の重要度・満足度は、資料2（アンケート調査報告書）に記載しました。

(2) 成果指標の状況

順調	72指標	51.1%
おおむね順調	26指標	18.4%
遅れている	43指標	30.5%
合計	141指標	100.0%



3 事務事業評価について

(1) 考え方

事業担当課が、予算事業ごとに、有効性及び効率性の観点からの定量分析、事業の優先度、必要性、実施主体の妥当性、対象者、受益者負担及び市民ニーズの観点からの定性分析を行い今後の方針を導き出しました。

行政評価担当事務局は、事業の内容、定量分析及び定性分析を勘案し、事務事業の総合評価としました。

また、本年度より外部評価を導入、外部評価対象事業（24事業）については評価結果を踏まえ、総合評価を決定しました。

有効性：目的達成状況を示すもので、指標の実績値を目標値で除した値

効率性：コスト改善状況を示すもので、評価年度のコストを基準年度のコストで除した値

コストは実績額（事業の決算額＋人件費）を指標の実績値で除した値

(2) 用語の意味

継続：今後も事業の必要性や市民ニーズなどを適切に把握しながら継続して実施する事業。

改善：事業の必要性は認めるが、必要性や市民ニーズなど、さらに、有効性及び効率性等にも配慮しながら実施する事業。

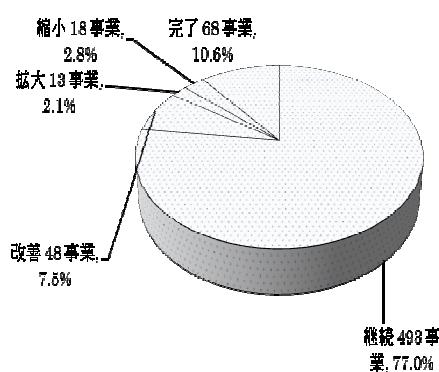
拡大：事業の必要性や市民ニーズなどの高まりにより、既存の事業をさらに拡大して実施する事業。

縮小：事業の目的をある程度達成したか、事業の必要性や市民ニーズが低くなるなど既存の事業を縮小して実施する事業。

完了：事業の目的を達成し、完了した事業。

(3) 事務事業評価の状況

継続	493 事業	77.0%
改善	48 事業	7.5%
拡大	13 事業	2.1%
縮小	18 事業	2.8%
完了	68 事業	10.6%
合計	640 事業	100.0%



熊谷市総合振興計画審議会条例
(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。